

資料編

資料編（1）建設業許可制度の概要

建設業の許可

建設業の許可	
大臣許可と 知事許可	2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可、1つの都道府県のみに営業所を設置して建設業を営む者は知事許可を取得することとなる。
許可の区分 (一般建設業と 特定建設業)	許可には、一般建設業の許可と特定建設業の許可があります。特定建設業者でなければ、発注者から直接受注した工事について、総額5,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上の下請契約を締結することができません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゆんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の29業種

①建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設業法第3条の規定に基づき、土木、建築など29の建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

「軽微な建設工事」とは、

- ・建築一式工事では、工事1件の請負代金の額が1500万円未満の工事
又は 延べ面積 150 m²未満の木造住宅工事
- ・その他の建設工事では、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事をいいます。

注) 軽微な工事であるかどうかは、注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格（運送費含む。）を加えた額で判断します。

②許可の有効期間は5年間です。

*許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可是有効なものとして扱われます。

「附帯工事」について

建設工事を請け負う場合には、原則として当該工事の種類ごとに建設業の許可を受けておく必要がありますが、建設工事の目的物である土木工作物や建築物は、各種の建設工事の成果が複雑微妙に組み合わされてできるものであるため、現実には、一の建設工事が、その施工の過程において他の建設工事の施工を誘発したり、関連する他の建設工事の同時施工を必要とする場合がしばしば生じます。

そこで、建設業法では、許可を受けた建設業に係る建設工事以外の建設工事であっても附帯工事については例外的に請け負うことができることとされています。

注) 附帯工事

主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事を指し、それ自体が独立の使用目的に供せられるものは含まれません。

なお、附帯工事を自ら施工する場合については専門技術者の配置が必要です。

<建設工事の種類と建設業の許可区分に係る一覧表>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 告示350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号)	許可業種区分の考え方 (平成13年4月3日 国総建第97号)
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ）		<p>①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を建築、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を建築し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<p>①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 告示350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号)	許可業種区分の考え方 (平成13年4月3日 国総建第97号)
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	<p>① 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>② くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事</p> <p>③ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>④ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>⑤ その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>① とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事</p> <p>② くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事</p> <p>③ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>④ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p> <p>⑤ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切斷穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p>	<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の考え方方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。 ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリート積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 <p>② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄工工事」との区分の考え方方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てことのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
				<p>⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	<p>『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み」(張り)工事」間の区別の考え方方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリート積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国總建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国總建第 97 号)
				<p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、配置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
タイル・れんが・ ブロック工事	タイル・れんが・ ブロック工事業	れんが、コンクリートブ ロック等により工作物 を築造し、又は工作物に れんが、コンクリートブ ロック、タイル等を取り付 け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック 積み(張り)工事、レン ガ積み(張り)工事、タ イル張り工事、築炉工 事、スレート張り工事、 サイディング工事	<p>① 「スレート張り工事」とは、スレ ートを外壁等にはる工事を内容とし ており、スレートにより屋根をふく 工事は「屋根ふき工事」として『屋根 工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、 プレキャストコンクリートパネル及 びオートクレイブ養生をした軽量気 ほうコンクリートパネルも含まれ る。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』 における「コンクリートブロック据 付け工事」並びに『石工事』及び『タ イル・れんが・ブロック工事』におけ る「コンクリートブロック積み」(張 り)工事」間の考え方は次のと おりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根固めブロック、消波ブロックの据 付け等土木工事において規模の大 きいコンクリートブロックの据付けを 行う工事、プレキャストコンクリー トの柱、梁等の部材の設置工事等が 『とび・土工・コンクリート工事』に おける「コンクリートブロック据付 け工事」である。 ・建築物の内外装として擬石等をは り付ける工事や法面処理、又は擁壁 としてコンクリートブロックを積 み、又ははり付ける工事等が『石工 事』における「コンクリートブロック 積み(張り)工事」である。 ・コンクリートブロックにより建築 物を建設する工事等が『タイル・れ んが・ブロック工事』における「コン クリート積み(張り)工事」であり、エ クステリア工事としてこれを行う場 合を含む。

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<p>①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<p>①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</p>
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事	しゆんせつ工事	

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 告示350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号)	許可業種区分の考え方 (平成13年4月3日 国総建第97号)
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	<p>①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</p> <p>②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p>
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びblast工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<p>①『防水工事』に含まれるのは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>②防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。</p>
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<p>①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。</p> <p>②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的・音響効果を目的とするような工事は含まれない。</p> <p>③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<p>①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。</p> <p>③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである</p>
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の考え方とは、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の考え方とは、規模の大小を問わず、浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消防活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	許可業種区分の考え方 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

<「建設業者」が営業所・現場に掲示する標識の様式 >

(建設業法第40条、建設業法施行規則 様式第二十八号)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合			
建設業の許可票			
↑	商 号 又 は 名 称		
↓	代 表 者 の 氏 名		
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許 可 番 号
			国土交通大臣 知事 許可()第 号
	この店舗で営業している建設業		
←	40cm以上		→
記載要領 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。			

(建設業法第40条、建設業法施行規則 様式第二十九号)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合			
建設業の許可票			
↑	商 号 又 は 名 称		
↓	代 表 者 の 氏 名		
	主任技術者の氏名	専任の有無	
	資格名	資格者証交付番号	
	一般建設業又は特定建設業の別		
	許 可 を 受 け た 建 設 業		
	許 可 番 号	国土交通大臣 知事	許可()第 号
	許 可 年 月 日		
←	35cm以上		→
※発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に限る。 記載要領 1. 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。 2. 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。 3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。 4. 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。 5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。 6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。			

< 建設業法に基づく「帳簿」の記載事項と添付書類 >

請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。

なお、帳簿には5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものは10年間）の保存義務がありますので、注意しましょう。

（建設業法第40条の3）

帳簿に記載しておかなければならぬ内容

- 1 営業所の代表者の氏名及びその就任日
 - 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
 - (2) 注文者との契約日
 - (3) 注文者の商号、住所、許可番号
 - (4) 「注文者から受けた完成検査」の年月日
 - (5) 「工事目的物を注文者に引き渡した」年月日
 - 3 発注者と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - (1) 住宅の床面積
 - (2) 建設瑕疵負担割合（発注者と二以上の建設業者との間で締結された請負契約の場合）
 - (3) 住宅瑕疵担保責任保険法人の名称（住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結している場合）
 - 4 下請契約に関する事項
 - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
 - (2) 下請負との契約日
 - (3) 下請負人の商号、住所、許可番号
 - (4) 下請工事の完成を確認するために「自社が行った検査」の年月日
 - (5) 下請工事の目的物について「下請業者から引き渡しを受けた」年月日
- 注意 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって、一般建設業者（資本金が4000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。
- ①支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
 - ②支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
 - ③代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
 - ④遅延利息の額・支払日（下請負人からの引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払に係るもの）

帳簿に添付しておかなければならぬ書類

- 1 契約書又はその写し（電磁的記録可）
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって、一般建設業者（資本金が4000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限る。）となって、5,000万円（建築一式工事の場合）は8,000万円。一次下請業者への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に備え付ける施工体制台帳の以下の部分。（工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。）
 - (1) 当該工事に関し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名、有する監理技術者資格
 - (2) 監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
 - (3) 下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号、許可番号
 - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - (5) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
 - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

国不建推第 6 4 号
国不建振第 1 0 5 号
国官参建第 4 7 号
令和6年12月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従前より貴団体傘下の建設企業に対する指導をお願いしているところである。

引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要である。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(令和6年12月最終改訂)の策定、周知を通じ、建設工事の請負契約における元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めてきた。また、令和元年に改正した建設業法(昭和24年法律第100号)では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定や、元請負人に対して下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を義務付ける規定等が追加されている。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適正な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしづ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為は建設業法違反のおそれがあるとともに、ダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、ひいては建設業における担い手の確保や育成を困難にする原因にもなりうるものである。

また、昨今、建設業者の不十分な施工管理等に起因して工事事故が発生しているが、工事の施工にあたり労働災害等を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に施工することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところであるが、改めて一層の徹底が強く求められている。

一方、第213回通常国会においては、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積提出や請負契約の締結を禁止する規定、請負契約の変更協議の円滑化等に関する規定や、注文者

のみならず受注者に対しても著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定等を新たに定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）が成立、令和6年6月14日に公布され、原則として同日から1年半以内に施行することとされたところである。

については、貴団体傘下建設企業等に対し、建設業法、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会勧告・令和6年3月27日改定）、「建設業法令遵守ガイドライン」、関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催等により下請負人の選定に関する全ての者に対して指導されたい。

記

1. 下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

下請代金の設定においては、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出及びそれらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的な内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く。）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。

さらに、下請代金の設定においては、労務費、法定福利費、安全衛生経費、一般管理費及び建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、労務費については、建設業法第20条第1項の規定により、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている※ことから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、労務費の総額や、可能な場合においてその根拠となる想定人工の積上げによる積算を明示することが望ましい。さらに、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）による建設技能者の能力評価が進展しており、建設技能者の地位や技能を反映した賃金の支払いに繋がるような具体的な労務費の見積りとすることが望ましい。

※ 改正法により、工事の種別ごとの材料費、労務費に加え、当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載すべきことが明記された。

また、建設業法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知（令和 6 年 12 月 13 日国官参建第 51 号）したので、その内容についても周知徹底を図ること。

2. 原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和 4 年 4 月 26 日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の労務費、原材料費及びエネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰を踏まえ、建設業における適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされている。については、市場の原材料費等の実勢を適切に反映した価格設定となるよう十分留意するとともに、納期の長期化が見られる場合には、過発注や買い占めといった仮需を抑制するとともに、工期設定や工程管理にあたっても当該長期化について十分配慮すること。

また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、改正法第 19 条第 1 項の規定に基づき、契約の締結にあたって作成することとされている書面において価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更及び変更する場合の請負代金額の算定方法に関する定めを書面に記載したうえで、工期又は請負代金の額を変更する必要があると認められるときは書面により契約の変更を行うよう、徹底すること。

さらに、改正法第 20 条の 2 第 2 項において、価格高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならないこととされ、当該事象の発生後受注者が請負代金の額の変更の協議を申し出た場合、注文者は誠実にこれに応ずる努力義務が課されることとなつたところであり、発注者と元請負人の契約においても、本規定を踏まえ適切に協議することが重要である。

なお、元請負人が請け負った建設工事について、当該元請負人が上記による通知をしていたか否かにかかわらず、原材料費等の変動を理由として契約後に請負代金の額が変更されたときは、当該元請負人又は下請負人は、当該変更を踏まえて自らの契約の相手方と請負代金の額の変更に関して適切に協議することが重要である。

また、公正取引委員会において、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の 1 つに該当するおそれがある行為として、①価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと、②原材料費等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことの 2 つを挙げており、この点についても留意すること。

3. 社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

建設産業における社会保険の加入促進に向けては、平成24年以降様々な取組を進めてきた。例えば、建設業法により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険の加入が許可要件とされている点、さらに、施工体制台帳において、工事に従事する者の社会保険の加入状況等を記載事項とすること等によって加入が促進されてきた。更なる社会保険の加入徹底にあたり、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っているCCUSに登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、CCUSの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、CCUSを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定・令和6年12月13日変更。以下「品確法基本方針」という。）を踏まえ、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結すること。

社会保険加入対策や労働関係法令の強化の一方で、法定福利費等の労働関係諸経費の削減等の規制逃れを意図した技能者の一人親方化が課題となっていることを踏まえ、元請負人は下請負人に対して、一人親方との関係を記載した請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であるかどうかを確認すること。また、一人親方が入場する現場において、働き方自己診断チェックリストを活用し一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認すること。その際、労働者に当たる働き方になっている場合は、下請負人においては、雇用契約の締結を徹底し、元請負人においては、下請負人に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該下請負人の現場入場を認めないとすること。

また、一人親方と建設企業の適正取引等の推進の観点から、下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と契約を行うとともに、下請負人が一人親方と書面で契約を行うよう徹底すること。

4. 適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」には、労務費、材料費等の工事に直接必要な経費に加え、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費が含まれるものであり、下請契約においても、これらの必要経費が適正に確保されることが必要である。

元請負人においては、労務費に加え、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費確保に努めること。なお、国土交通省が実施した

「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」によると、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取っていない工事の割合が多い傾向が見られることから、必要な法定福利費及び労務費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費に加え、労務費の総額、またその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費及び労務費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負代金に反映すること。

下請負人においては、注文者に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、同様の見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

また、建設工事標準請負契約約款に、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示することとされていることに留意すること。特に、公共工事、民間工事を問わず二次・三次以下の下請負人間で請負代金内訳書における法定福利費の明示が進んでいない状況にあることから、受発注者間・元下間の各段階において、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

さらには、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房及び公正取引委員会）では、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」と「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめられているところ、労務費の適切な転嫁を実現していくため、この行動指針に沿った行為を行うこと。

安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施するうえで必要な経費であることから、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところである。これを踏まえ、すべての建設企業が「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示することにより、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組むこと。

建退共制度については、公共工事においては、現場の技能労働者一人ひとりに掛金の充当が徹底されるよう、改めて、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うこと。特に、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。

民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積りを行い、発注者に適切に

請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるので、適切に運用されるよう努めなければならないことに留意すること。

なお、建退共制度の手続きについては、令和3年4月より、電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始しており、令和4年8月からは、電子申請方式において元請負人又は一次の下請負人が下位事業者の掛金納付をまとめて実施する、一括作業方式の利用も開始されたところである。電子申請方式は証紙の貼付に係る事務負担の軽減に資するとともに、CCUSとの連携により、就業実績に応じた掛金充当、履行確認に係る事務負担の軽減にもつながるものであることから、元請負人は、下請負人と連携し、CCUSと連携した電子申請方式を積極的に活用すること。

5. 建設工事の請負契約の締結

建設工事の請負契約の締結については、建設業法第19条第1項の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、請負代金の額並びに着工及び完工の時期等、同項各号に掲げる事項を明記して、当該建設工事の着工前に行うよう徹底すること。

特に、下請代金の支払時に、建設副産物の運搬及び処理に要する費用や、元請負人から一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的な内容を、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際には、元請負人は下請負人からの見積りを十分に尊重し、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、契約を締結することが求められる。よって、元請負人が下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人から提案した協議に応じることなく一方的に請負代金の額を提示※し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

※建設工事の注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い請負代金の額となった場合は建設業法第19条の3に違反するおそれがあるため留意すること。また、改正法により、建設工事の注文者に加え、当該建設工事の受注者についても、こうした請負契約を締結することが禁止されることになった。

さらに、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合には、追加工事・変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面により契約を変更するよう徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約の

変更手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、建設業法第19条の5に規定されている、「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」※は、全ての建設工事の請負契約に対して適用されることに留意すること。

※ 改正法により、建設工事の注文者に加え、当該建設工事の受注者についても、こうした請負契約を締結することが禁止されることになった。

なお、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事である場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

6. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

建設業においては、平成31年4月より年5日の年次有給休暇の取得が義務化され、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用された。時間外労働の上限規制の適用後においても、週休2日の確保や長時間労働の是正、適正な賃金水準の確保等、関係者と連携しながら建設業の働き方改革を強力に推進することが急務である。そのため、建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・品確法・品確法基本方針等の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定、工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請企業を含めた週休2日の確保や長時間労働の是正等に努めること。

その際、契約当事者のいずれもが時間外労働の上限規制を遵守できることを前提とした工期の設定に努めることが重要である。工期に関する基準においては、「建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する」とこと及び「前工程で工程遅延が発生した場合には、後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日を優先せざるを得ず、工期の延長ができずに工程を短縮せざるを得ない事情があるときは、元下間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結」することを求めている。

また、発注者は「各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う」ことが求められているとともに、「契約変更が必要となったときは、発注者との間で変更理由とその影響を明らかにして工期変更を行うとともに、下請契約についても工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う」とこととされている。時間外労働の上限規制後においては、従前ののような工期末付近での長時間労働が困難となることからも、受注者においては、後工程へのしわ寄せが生

じないような工程管理に努めること。

加えて、同年3月に改定された工期に関する基準では、令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るため、建設工事の「受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努める」とともに、発注者は、「契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出されたときは、その内容を確認し、尊重する」ことが盛り込まれたため留意すること。そのほか、建設業における働き方改革を推進する観点から、建設業法第19条第1項第4号においては、契約書に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を記載することとされている。ただし、「工事を施工しない日又は時間帯」を定めない場合には、契約書に記載する必要はない。例えば、週休2日工事であっても特定の曜日を休日として定めることが困難である場合、他律的な要因により施工日や時間帯が決まるため、あらかじめ契約当事者間で合意ができない場合等がこれに該当する。

「工事を施工しない日又は時間帯」を定める場合には、あらかじめ自然要因等を考慮する必要があるが、実際には天候等の影響により工程に予期せぬ遅れ等が生じ、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工を行わざるを得ない場合も想定される。このため、必要に応じて、契約書に『天候等の影響によっては、元請負人と下請負人で協議の上、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工することができる』旨の記載をすること等により柔軟に対応すること。なお、この場合にも、週休2日の確保、長時間労働の是正等といった働き方改革の必要性に留意すること。

なお、週休2日の確保にあたっては、1か月の所定労働時間に対して賃金額を決める、いわゆる「月給制」により賃金を毎月安定的に支払うなど、週休2日の確保へのインセンティブが働く方策を導入することが考えられる。

7. 施工管理の徹底

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努め、発注者の信頼に応えうる適正な施工を確保すること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となるときは、請負契約書の写し等、定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成並びにその工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。なお、建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項を読み替えた公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しの発注者への提出及び施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる義務が課されているところ、改正法

により、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合には、これら施工体制台帳の写しの発注者への提出を求めないこととされたので留意すること。

さらに、「施工体制台帳の作成等について」(令和4年12月28日国不建第466～467号最終改正)においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法第24条の8第1項の詳細を定める建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとされている点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、CCUSに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることから、CCUSを積極的に活用されたい。

加えて、デジタルサイネージ等のICT機器を活用した施工体系図の掲示については、一定の要件を満たす場合、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設業法第24条の8第4項の規定による掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日国土建第272号)や「監理技術者制度運用マニュアル(令和6年12月13日国不建技第123号)三、(1)工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方」に十分留意すること。

8. 検査及び引渡し

建設業法第24条の4の規定に基づき、元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつできる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

また、当該検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、当該元請負人と当該下請負人の間における請負契約において特約がされている場合を除いて、当該元請負人は直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

9. 適切な下請代金の支払

建設業法第24条の3において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならないこととされている。これを踏まえ、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）以外の支払において現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めるよう努力すること。

「下請中小企業振興法（経済産業省、業所管省庁共管。）第3条第1項の規定に基づく振興基準」（以下「振興基準」という。）及び「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日20210322中府第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。）において、

下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行う必要があるとされていることに留意すること。また、手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定するとされていることに留意すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこととされていることに留意すること。なお、割引料等のコストについては、実際に下請負人が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどの方法により把握することが考えられる。加えて、手形期間については 60 日以内とされていることに留意すること。

手形通達によって要請されている取組に加えて、振興基準において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること、サプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、令和 8 年の約束手形の利用の廃止等に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和 8 年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていることを踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

また、特定建設業者については、建設業法第 24 条の 6 第 3 項の規定により、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（以下「割引困難な手形」という。）を交付してはならないとされている。本年 11 月から、下請代金支払遅延等防止法における「割引困難な手形」の運用が変更され、公正取引委員会では、手形の期間が 60 日を超える手形を「割引困難な手形」として指導の対象にしたことを踏まえ、建設業法第 24 条の 6 第 3 項の「割引困難な手形」についても、同月から、手形の期間が 60 日を超える手形を、同項が禁止する「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして、指導の対象にすることとしたため、留意すること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して 50 日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一

月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して 50 日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第 24 条の 3 第 3 項に基づき、下請負人に対する必要な費用を前払金として適切に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

10. 下請負人への配慮等

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第 19 条、第 24 条の 3 及び第 24 条の 5 等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第 41 条第 2 項及び第 3 項の適用があることを踏まえ、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

11. 技能労働者への適切な賃金の支払

建設業の高齢化が進行する中、担い手の確保のためには、技能労働者の待遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。品確法及び品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金等の労働環境の改善が、元請負人に限らず全ての下請負人を含む受注者等の責務とされているところである。

また、官民一体となって取り組んできた結果から、平成 25 年 4 月以降これまで 12 度にわたり公共工事設計労務単価が上昇したところであり、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知してきたところである。また、本年 3 月 8 日に行われた国土交通省と建設業団体との意見交換会において、技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすることを申し合せ、総理大臣から、申合せに沿った賃上げの強力な推進をお願いしたところである。以上のことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、12 年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適正価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適

正価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人の要請、重層下請構造の改善等の具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。また、技能労働者の待遇改善を図る上で、技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いがなされることが重要である。技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いに向けた取組として、一部の元請企業においては、CCUSの能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであります、元請企業におかれましては、このような取組についても積極的に活用されたい。こうした技能レベルに応じた手当等の支給や、技能者の地位や技能を反映した労務費の見積り、「CCUSレベル別年収」の活用等の取組の普及には、CCUSの能力評価がより一層普及することが重要なため、その周知・普及を行い技能労働者が能力評価を受けられるよう促すこと。また、本年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなったことから、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。加えて、その工事に従事する下請負人に對して、事業者登録及び施工体制への登録、所属技能者の登録を適切に指導するとともに、一人一人の建設技能者が各現場においてカードタッチ等により就業履歴を蓄積するよう適切に指導すること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月30日最終改正）に関する情報、公共工事設計労務単価改定後の請負契約に係る情報、社会保険加入対策に係る情報、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等、建設業に関する様々な声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

1.2. インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

昨年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されている。

下請負人との取引においては、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対し、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為や、免税事業者である下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて課税事業者に転換した下請負人に対し、一方的に取引価格を据え置く行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となるため十分留意すること。その上で、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格の設定を行うこと。

また、建設業法違反が疑われる不適正な取引については、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」において相談を受け付けているので、当該窓口を活用

するとともに、引き続きその周知に努めること。

1 3．国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

建設業法第24条の5の規定により、元請負人において、不当に低い請負代金での請負契約の締結や不当な使用資材等の購入強制及び正当な理由がない長期の支払い保留等に係る建設業法上の義務違反行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

1 4．建設工事の関係者への配慮

下請中小企業振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、全ての取引が対象となっている。そのため、建設工事の請負契約の元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善及び働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるよう、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築すること。また、上記1から13までの事項に準じた配慮をすること。

国不建キ第15号
令和3年12月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について

建設産業の持続的な発展に必要な担い手の確保・育成を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、平成25年5月に「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(平成25年5月10日付国土建労第7号)を発出し、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示等について各専門工事業団体及び総合工事業団体における取組等を要請するとともに、平成29年7月には、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が発注者に提出する請負代金内訳書において法定福利費の明示をする規定を設けるなど、法定福利費の適切な支払いと社会保険等の未加入対策を着実に推進してきたところであります。

こうした社会保険等の加入促進に係る取組に加え、公共工事設計労務単価の平成25年度以降9年連続となる引上げ改訂を通じて、建設技能者の賃金についても着実に改善が図られつつあるところですが、依然として、建設業に従事する建設技能者の賃金は製造業等には及ばない状況にあることに加え、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う影響がある中で、昨年度実施した公共事業労務費調査において一部の職種や地域の単価が前年を下回るなど、建設技能者の労務費を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。建設業における担い手の確保・育成のためには、賃金の引上げが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが必要であり、発注者、元請事業者、下請事業者それぞれの関係者が連携して取り組むことが重要です。本年3月に開催された国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、すべての関係者が可能な取組を進めることを確認したところであり、適切な労務費の確保に向けてより一層の取組を進めていくことが重要です。

加えて、建設技能者の地位や技能に応じた待遇改善を図り、建設業における担い手の確保・育成と、建設技能者を雇用・育成する企業が伸びていける建設業を目指して、平成31年4月から建設キャリアアップシステムの本格運用を開始し、官民一体となってその普

及と利用促進に取り組んでいるところであり、今後は、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて、建設技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りと支払いがなされる環境整備を着実に進めることが重要となっております。

こうした労務費や法定福利費を取り巻く情勢のなかで、社会保険等に係る法定福利費は労務費に一定の保険料率を乗じて算出されるものであり、法定福利費は労務費の支払い確保と一体的に推進されるべきものであることから、専門工事業団体及び総合工事業団体におかれましては、標準見積書の活用等による労務費と法定福利費の確保が図られるよう、下記の取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

記

1. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体においては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建劳第7号）による要請を踏まえ、団体における標準見積書等の位置づけの明確化や標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ、標準見積書等における法定福利費の内訳明示の推進に取り組んでいただいているところですが（参考資料1を参照）、引き続きこれらの取組の推進を図るとともに、標準見積書の活用等を通じて労務費と法定福利費の確保に資するよう、以下の事項について特に取組に努めていただくようお願いいたします。

（1）下請企業の標準見積書等による内訳明示と見積提出の促進

各専門工事業団体においては、傘下の会員企業等に対し、引き続き、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を進め、適正な法定福利費の確保を求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけを行うこと。

また、標準見積書において労務費の総額の明示や、その根拠となる想定人工の積上げによる積算等が示されている場合においては、法定福利費の内訳明示に加え、各業種の実情に応じて労務費の総額や、可能な場合にはその積算等についても示すよう努める旨、傘下の会員企業等に対して周知されたい。

さらに、標準見積書において想定人工の積上げによる労務費の積算等を採用している場合においては、各業種の実情に応じ、建設技能者の地位や技能を踏まえた積算についても、別紙1（例2など）を適宜参照のうえ取組の推進に努められたい。

(2) 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

労務費及び法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じて、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法が基本であるが、労務費の計算については、建設業法第20条第1項の規定において、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされていることから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、想定人工の積上げによって算出する方法によることとすることが望ましい。現在すでに一定の専門工事業団体においては標準見積書において想定人工の積上げにより労務費を算出する方法を採用し、かつ、労務費の総額と積算の内訳を明示することとされているところであり、他の専門工事業団体においてはこれらを参考に各業種の実情に応じて標準見積書のブラッシュアップに努められたい。

労務費の見積りにおける建設技能者の地位や技能の反映

今後、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据え、必要な労務費の支払い確保の観点から、建設技能者の地位や技能を反映して労務費を具体的に見積り請求することが望まれる。このため、専門工事業団体が策定する標準見積書において労務費の見積りについて想定人工の積上げによる方法を採用する場合において、各業種の実情に応じて可能なときは事業者が建設技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことができるよう、別紙1の例2などを参照して標準見積書のブラッシュアップに適宜努めていただきたい。

さらに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて建設技能者のレベル別の想定人工の積上げによる方法について別紙1の例3を適宜参考にされたい。

法定福利費と労務費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費・労務費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費・労務費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費・労務費を簡便に算出する方法を探る場合には、下請企業は年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費・労務費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際にはその内容を合理的に説明することが求められる。ただし、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められることは困難であることに留意されたい。

2. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体（会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。）におかれては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建劳第7号）による要請を踏まえ、発注者への対応や見積書を提出する環境づくりに取り組んでいただいているところですが（参考資料1を参照）、引き続きこれらの取組の推進を図るとともに、標準見積書の活用等を通じて労務費と法定福利費の確保に資するよう、以下の事項について特に取組に努めていただくようお願いいたします。

（1）元請企業から下請企業への見積書の提出促進

総合工事業団体は、会員企業が元請企業となる場合には、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の作成・提出を、下請企業に対して促すよう、会員企業に対する働きかけに努められたい。

（2）見積書を出した下請企業の見積りの尊重

総合工事業団体は、下請企業に標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を出した下請企業の法定福利費や労務費総額については、見積書を提出しない下請企業のものとは別に、見積書を尊重した取扱いを行うよう求めること。

必要な労務費等の支払い確保の観点から、想定人工の積上げによる積算が明示され、建設技能者の地位や能力を踏まえた見積りが明示されている場合は、特にその見積りの尊重に努め、適切に請負代金に反映するよう努める旨についても、あわせて会員企業に対して周知されたい。

（3）労務費その他の費用の減額の懸念への対応

下請企業による労務費の総額の内訳や積算の明示は、下請企業として必要な労務費等の適切な支払い確保の観点からなされるものである。しかしながら、法定福利費や労務費を確保する代わりにその他の費用を引き下げて請負代金総額で調整するといった懸念が依然として専門工事業者に根強い状況にあるため、この懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な法定福利費と労務費その他の費用が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

（4）定型書式の対応

総合工事業団体は、下請企業に標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の提出を促進するため、会員企業に対して、会員企業が下

請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、当該定型書式に当該欄を追加することや、別添による添付を奨励することなど、下請企業が活用する標準見積書との整合が図られるよう、機会をとらえて働きかけを行うこと。

(5) 法定福利費の内訳明示の徹底

元請企業は、建設工事標準請負契約約款において、発注者に対して提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳明示することが義務付けられているところであり、引き続き、当該内訳明示の徹底を図られたい。

なお、今般、地方公共団体の発注者に対して、法定福利費の確保の実効性が図られるよう、別途、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付総行行第419号、国不入企第33号）を発出し（参考資料2を参照）、公共発注者による確認等を要請しているので留意されたい。

(6) 建設業法第19条の3等に係る留意事項

下請企業の見積書に法定福利費や労務費が明示されているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず法定福利費や労務費を一方的に削減することはもとより、法定福利費そのものや労務費については下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっていても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となることは、その結果として「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので留意すること。

また、専門工事業団体が標準見積書を策定し、労務費の算出方法について想定人工の積上げによる方式を標準としている場合や、建設技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りの提出を推奨している場合において、それにもかかわらず、元請企業が下請企業に対して、その使用を強制的に妨げること（下請の意思に反して提出をしないよう働きかけること、自社の様式への添付を認めないこと）等により、下請企業の作成した見積りに対しての不当な切り下げにより契約が行われ、その結果として請負金額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合にも同様に、建設業法第19条の3に違反するおそれがあるので留意すること。

なお、上記に該当しない場合であっても、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経ずに、元請企業が合理的根拠がない請負金額を一方的に決定する等の行為は建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）、第20条（建設工事の見積り等）を没却するものであり、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

3. その他

(1) 関係者への周知啓発

各建設業者団体においては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）による要請を踏まえ、引き続き、団体による説明会や団体ホームページへの掲載、元請企業本社から社内・現場関係者への説明、協力会組織を活用した説明等をはじめ、様々な機会をとらえて、標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保に向けた関係者への周知啓発を図るようお願いします。

(2) 労務費及び法定福利費の確保等の処遇改善に関する新たな推進体制

これまで、社会保険加入の徹底等については、社会保険未加入対策推進協議会（平成29年に建設業社会保険推進連絡協議会に改組、また、平成30年に建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に改組）において、総合工事業団体、専門工事業団体、建設労働者、行政等の関係者一体のもとで取組の推進が図られたところであります。今後は、建設キャリアアップシステムの一層の普及を見据え、これを建設業共通のインフラとして、社会保険加入のみならず、労務費や法定福利費の確保、建設業退職金共済制度の適正履行など、建設技能者の処遇改善を官民一体となって推進する観点から、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」に発展的に改組し、建設業団体等による一層の取組を推進することとしています。標準見積書の活用等による法定福利費や労務費の確保に係る取組についても、課題や情報を適宜集約し、当協議会のもとで着実な推進を図ることとしていますので、ご協力をいただくよう、よろしくお願いします。

以上

想定人工の積上げによる労務費の積算方法の例

【例 1】労務費の積算に関する基本的方法

100 m²当たり

工	歩掛け	単価	労務費
工	人工	円/人	円
総額			円

例 1 は、現行の標準見積書の作成に当たって、基本的な方法として示されているものであり、専門工事業団体のうち、労務費率等を用いる方法を採用している団体においては、各業種の実態に応じて、改めて標準見積書のプラッシュアップについて検討を行うことが望ましい。

【例 2】建設技能者の地位や技能を反映する方法

100 m²当たり

工	歩掛け	単価	労務費
職長 (CCUS レベル 3・4相当)	人工	円/人	円
一般作業員等 (CCUS レベル 1・2相当)	人工	円/人	円
総額			円

必要な労務費等の支払確保を図る観点からは、各業種の実情に応じて可能な場合においては、例 2 のとおり、職長や一般作業員等、建設技能者の一定の地位や技能に応じて労務費を見積り、その内訳を示すよう努めることが望ましい。なお、その際、基本的には、職長は建設キャリアアップシステムのレベル 3 又はレベル 4 に相当し、一般作業員等は建設キャリアアップシステムの能力評価のレベル 1 又は 2 に相当することが想定されるので参考にされたい。

【例 3】建設技能者の地位や技能を反映する方法

100 m²当たり

工	歩掛け	単価	労務費
レベル 4 相当	人工	円/人	円
レベル 3 相当	人工	円/人	円
レベル 2 相当	人工	円/人	円
レベル 1 相当	人工	円/人	円
総額			円

建設キャリアアップシステムのレベル相当別の内訳を明示する方法について適宜参考にされたい。

(注) なお、例 1 ~ 3 ともに、見積書作成時点での労務費の内訳であり、実際の内訳は工事中の諸条件で変動することに留意する。

国 土 建 第 3 0 9 号
平成 30 年 12 月 3 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日付け国土建第349号)等により、その適正な配置をお願いしているところである。

また、監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成29年8月9日付け国土建第172号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、今般、建設業の働き方改革を推進する観点から、下記のとおり改正し、通知する。

貴職においては、これを踏まえ、監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、貴団体参加の建設業者に対して速やかに関係事項の周知及び徹底方取り計らわれたい。

記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。

また、請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは

工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている（法第26条第3項）。ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、本通知の趣旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

以上

－建設業法違反通報窓口－ 駆け込みホットライン



なぐそり、あつたら通報！
違反、

全国
共通

TEL .  **0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00

（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

FAX.  **0570-018-241**

E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

国 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

<建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます>

無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している。

60日を超える「割引困難手形」で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に減額された。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

著しく短い工期や原価割れの契約を締結させられた。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた

一方的に請負代金や工期を決定されるが、協議に応じてもらえない。

* 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

(建設業法に違反し得る事案かどうか通報前に下記ガイドラインや法令をご確認の上、通報願います)

建設業法令遵守ガイドライン

検索

* 元請・下請間の取引に関するトラブルの相談窓口はこちら

建設業取引適正化センター

検索

東京: TEL 03-3239-5095

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

大阪: TEL 06-6767-3939

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

駆け込みホットラインに電話をすると最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

*通報するにあたっては、下記の項目ができる限り明らかにしていただくことが望まれます。

1. 通報される方の情報(匿名可)

氏 名	
会 社 名	
住 所	
電 話 番 号	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	

3. 違反の疑いがある行為(具体的な事実)

いつ	
どこで	
だれに対して	
何をしたか(上記違反事例、ガイドラインを参考にご記載ください)	



知っていますか？！

建設工事紛争審査会

建設工事の請負契約をめぐる紛争の簡易・迅速・妥当な解決を図るために公的機関

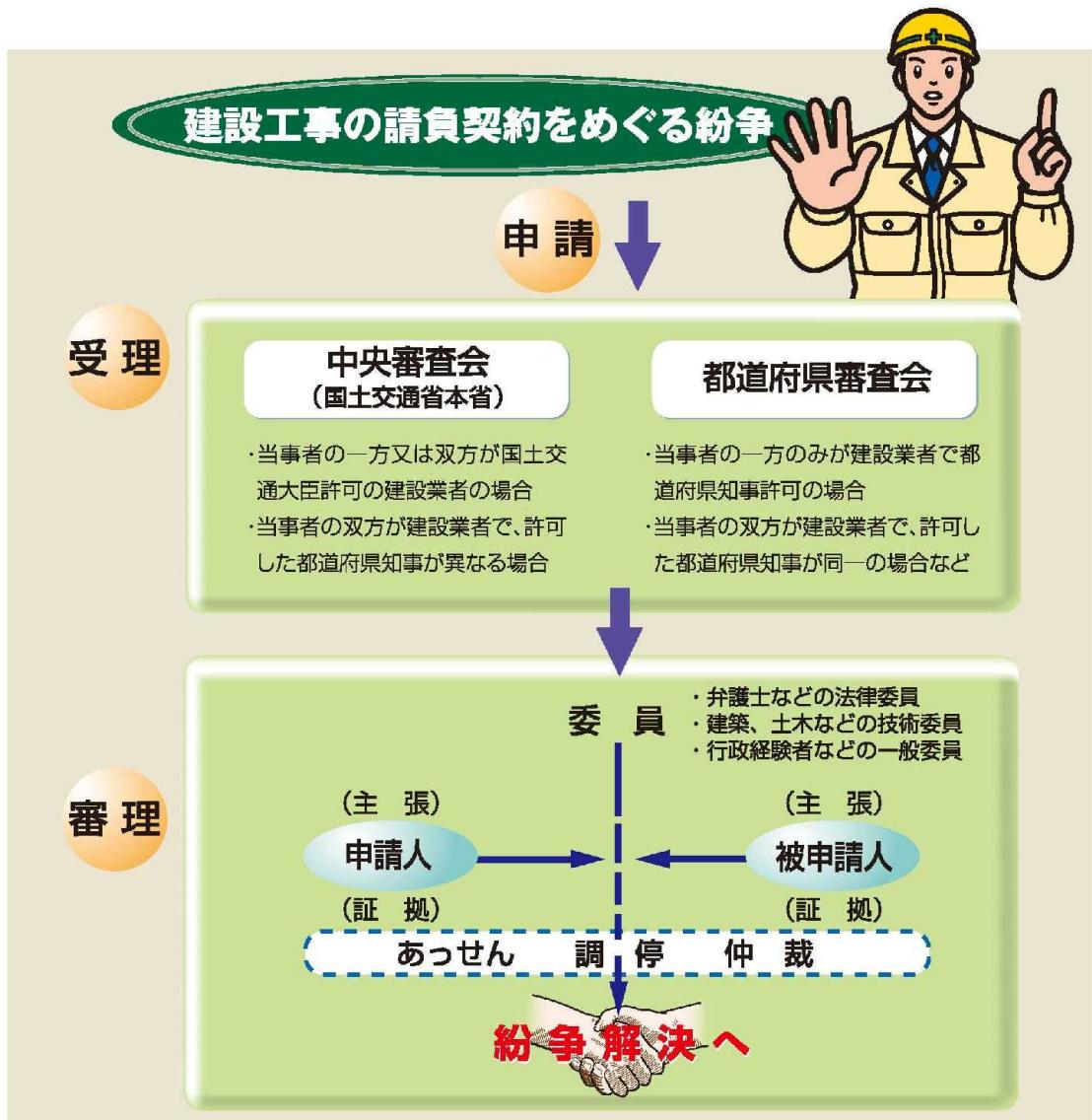


全国建設工事紛争審査会連絡協議会

建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約をめぐるトラブルの解決を図る準司法機関で、中央（国土交通省本省）と各都道府県に置かれています。

工事に雨漏りなどの欠陥（契約不適合、瑕疵）があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってくれないといった建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決を図るために、建設工事に関する技術、商慣行などの専門的な知識が必要となることが少なくありません。

建設工事紛争審査会（以下「審査会」といいます。）は、こうした建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づいて設置された公的機関です。



(注1)①審査会は、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。

②不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係にない元請・孫請間の紛争、労働者の派遣や供給に関する紛争などは取り扱うことができません。

審査会は、事件の内容に応じて担当委員を指名し、「あっせん」、「調停」、「仲裁」のいずれかの手続に従って紛争の解決を図ります。

弁護士や建築の専門家などの中から担当委員が指名されます。担当委員は、当事者双方の主張を聴き、原則として、当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図りますが、必要があれば現地への立入検査なども行い事実関係の究明に努めます。

手続としては「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3種類がありますので、申請をされる方は、事件の内容、解決の難しさ、緊急性などにより、いずれの手続によるかを選択します。いずれの手続も原則非公開とされています。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。(注2)	裁判所に代わって判断を下す。	
担当委員	原則1名	3名	3名
審理回数	1~2回程度	3~5回程度	必要な回数
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容についても裁判所でも争えない。
そ の 他			仲裁合意(注3)が必要

(注2) 解決の見込みのある限り審理を継続することになりますが、一方又は双方が互いに譲歩することなく、容易に妥協点を見出せないような場合には、手続は打ち切られることになります。

(注3) 「仲裁合意」とは、紛争の解決を第三者(この場合は審査会)へ委ね裁判所へは提訴しないことを約した当事者の合意を行い、仲裁手続を進めるためには、当事者間にこの合意があることが必要です。なお、仲裁法の施行(平成16年3月1日)後に消費者と事業者の間で締結された仲裁合意については、消費者に解除権が認められています。

(注4) 仲裁の申請は、仲裁法の規定による時効の完成猶予及び更新の効力があります。あっせん・調停についても、これらの手続が打ち切られ、1ヶ月以内に訴えを提起したときは、訴えの提起による時効の完成猶予の効果はあっせん・調停の申請の時に遡って認められます。

■審査会で解決した事件の例

- (例1) 新築したマイホームに雨漏りなどの欠陥(契約不適合、瑕疵)があるとして申請が行われた調停事件について、請負業者が必要な補修を行い一定期間の保証を行うことで和解が成立しました。
- (例2) 追加工事代金の支払を求めて下請業者から申請が行われた仲裁事件について、追加工事の合意を認め、元請業者に金〇〇万円の金額の支払を命じる仲裁判断が出されました。

審査会への申請は、管轄に従って中央（国土交通省本省）又は各都道府県の審査会事務局へ行います。



どの審査会が事件を管轄するかは原則として建設業者の許可行政庁がどこかによって決まりますが、**当事者双方の合意があれば**いずれの審査会へも申請することができます。

申請に当たっては、申請書に必要な事項を記載するとともに、証拠となる書類を提出して下さい。証拠書類のうち工事請負契約書・工事請負契約約款は最も基礎的な証拠になりますので、必ず提出するようにして下さい。

なお、工事請負契約約款には、通常「紛争の解決」の条項が入っていますので、契約の締結に当たっては、審査会の管轄や仲裁合意についても十分検討されることをお勧めします。

申請する時に必要なもの

- ①申請書・証拠書類（正本1部・副本4部（あっせんは2部））
- ②添付書類（当事者の商業登記簿謄本、委任状など）（正本1部）
- ③申請手数料（中央審査会の場合は収入印紙、各都道府県審査会の場合は収入証紙によります（現金による審査会もあります））
- ④通信運搬費（現金に限ります）など

申請手数料の額は、あっせん、調停、仲裁ごとに異なり、いずれも解決を求める事項の金額に応じて定められています。

【例】解決を求める事項の金額による申請手数料

	金額500万円の場合	金額2,000万円の場合	金額5,000万円の場合
あっせん	18,000円	40,500円	73,000円
調 停	36,000円	73,500円	148,500円
仲 裁	90,000円	180,000円	360,000円

（注5）あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となつた事項について仲裁の申請をする場合には、当該あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額を納めます。納付した申請手数料は、次の場合に限り2分の1が還付されますが、これら以外の場合には、申請を取り下げる、あっせん、調停が不調に終わったために、紛争が解決しなかつたとしても、返還されません。

- ① 最初の期日の終了前に申請を取り下げる場合
- ② 口頭審理が開催されることなく仲裁手続の終了決定があった場合

（注6）申請手数料とは別に、通信運搬費を予納していただきます。

●あっせん…10,000円（一律） ●調停…30,000円（一律） ●仲裁…50,000円（一律）

※申請の手引きを入手希望の方、審査会についてより詳しく知りたい方は、中央又は各都道府県の審査会事務局にお問い合わせ下さい。

〔中央審査会作成の「手引き」は、国土交通省のホームページでご覧になれます。〕
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_mn1_000101.html

建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧

審査会名	担当部局	住 所	電 話 番 号
中 央	国土交通省不動産・建設経済局 建設業説紛争調整官室	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111(内24764)
北 海 道	建設部建設政策局建設管理課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6	011-231-4111(内29723)
青 森 県	県土整備部監理課 建設業振興グループ	〒030-8570 青森市長島1-1-1 県庁北棟3階	017-734-9640(直)
岩 手 県	県土整備部建設技術振興課 建設業振興担当	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	019-629-5943(直)
宮 城 県	土木部事業管理課 建設業振興・指導班	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3116(直)
秋 田 県	建設部建設政策課 建設業班	〒010-8570 秋田市山王4-1-1	018-860-2425(直)
山 形 県	県土整備部建設企画課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2402(直)
福 島 県	土木部技術管理課建設産業室	〒960-8670 福島市杉森町2-16	024-521-7452(直)
茨 城 県	土木部監理課建設業担当	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-4334(直)
栃 木 県	県土整備部監理課建設業担当	〒320-8501 宇都宮市靖田1-1-20	028-623-2390(直)
群 馬 県	県土整備部建設企画課 建設業対策室	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-3520(直)
埼 玉 県	県土整備部県土整備政策課 訟務担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-5262(直)
千 葉 県	県土整備部建設・不動産業課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-3108(直)
東 京 都	都市整備局市街地建築部 調整課工事紛争調整担当	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3376(直)
神奈川県	県土整備局事業管理部建設業課 調査指導グループ	〒231-0023 横浜市中区山下町32 横浜合同庁舎3階	045-285-4245(直)
山 梨 県	県土整備部県土整備総務課 建設業対策室	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1843(直)
長 野 県	建設部建設政策課建設業担当	〒380-8570 長野市大字南長野字幡下692-2	026-235-7293(直)
新潟 県	土木部監理課建設業室	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025-280-5386(直)
富 山 県	土木部建設技術企画課建設業係	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	076-444-3316(直)
石 川 県	土木部監理課建設業振興グループ	〒920-8580 金沢市駿月1-1	076-225-1712(直)
岐 阜 県	県土整備部技術検査課	〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1	058-272-8504(直)
静 岡 県	交通基盤部建設経済局建設業課 指導契約班	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-3057(直)
愛 知 県	都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室 建設業第一グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6502(直)
三 重 県	県土整備部建設業課建設業班	〒514-8570 津市広明町13	059-224-2660(直)
福 井 県	土木部土木管理課 建設業・人材支援室	〒910-8580 福井市大手3-17-1	0776-20-0470(直)
滋 賀 県	土木交通部監理課建設業係	〒520-8577 大津市京町4-1-1	077-528-4114(直)
京 都 府	建設交通部指導検査課 建設業係	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入敷ノ内町	075-414-5222(直)
大 阪 府	都市整備部住宅建築局 建築指導室建築振興課	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6210-9736(直)

審査会名	担当部局	住所	電話番号
兵庫県	土木部契約管理課建設業班	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(内4576)
奈良県	県土マネジメント部建設業・契約管理課	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-5429(直)
和歌山県	県土整備部県土整備政策局 技術調査課建設業班	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	073-441-3069(直)
鳥取県	県土整備部県土総務課建設業担当	〒680-8570 鳥取市東町1-220	0857-26-7347(直)
島根県	土木部土木総務課建設産業対策室	〒690-8501 松江市殿町1	0852-22-5185(直)
岡山県	土木部監理課建設業班	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7463(直)
広島県	土木建築局土木建築総務課	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3813(直)
山口県	土木建築部監理課建設業班	〒753-8501 山口市滝町1-1	088-933-3629(直)
徳島県	県土整備部建設管理課振興指導担当	〒770-8570 徳島市万代町1-1	088-621-2523(直)
香川県	土木部土木監理課契約・建設業グループ	〒760-8570 高松市番町4-1-10	087-832-3506(直)
愛媛県	土木部土木管理局土木管理課 契約・建設業グループ	〒790-8570 松山市一番町4-4-2	089-912-2643(直)
高知県	土木部土木政策課建設業振興担当	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9815(直)
福岡県	建築都市部建築指導課建設業係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7	092-643-3719(直)
佐賀県	県土整備部建設・技術課	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59	0952-25-7153(直)
長崎県	土木部監理課建設業指導班	〒850-8570 長崎市尾上町3-1	095-894-3015(直)
熊本県	土木部監理課建設業班	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2485(直)
大分県	土木建築部土木建築企画課建設業指導班	〒870-8501 大分市大手町3-1-1	097-506-4516(直)
宮崎県	県土整備部管理課建設業審査担当	〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7176(直)
鹿児島県	土木部監理課入札・指導係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3498(直)
沖縄県	土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098-866-2374(直)

インターネットのホームページを開覧できる方は、以下のアドレスにアクセスすれば、これらの情報を入手することができます。

(1) 裁判外紛争処理機関

- 建設工事紛争審査会⇒「国土交通省」の「土地・不動産・建設業」⇒「建設工事紛争審査会」参照
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_mn1_000101.html
- 住宅品質確保法に基づく指定住宅紛争処理機関「すまいるダイヤル®」⇒「住宅紛争審査会による住宅紛争の解決に向けた手続」⇒「住宅紛争審査会(指定住宅紛争処理機関)一覧」((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
https://www.chord.or.jp/trouble/kikan_list.html
- 弁護士会の紛争解決センター「わたしたちの活動」⇒「利用しやすい司法の実現」
⇒「ADR(拡充(ADR(裁判外紛争解決機関)センター)」(日弁連)
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/adr.html>
- 民事調停「裁判所」の「裁判手続の案内」⇒「民事事件」⇒「民事調停手続」
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

(2) 相談窓口

- 住宅全般に関する情報提供⇒「住まいの情報発信局」
<https://www.sumai-info.jp/>
- 住宅に関する紛争相談⇒「すまいるダイヤル®」
((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
<https://www.chord.or.jp/index.html>
- 建築主等からの苦情⇒建築士事務所に対する苦情相談
(日木建築士事務所協会連合会)
<https://www.njr.or.jp/general/consult/>
- 消費生活センター相談窓口⇒「全国の消費生活センター等」(国民生活センター)
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>
- 弁護士会法律相談センター⇒「弁護士会法律相談センター」(日弁連)
https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/center.html
- 建設工事をめぐる元請・下請間等の相談⇒「建設業取引適正化センター」((公財)建設業適正取引推進機構)
<https://www.tekitori.or.jp/pages/471/>



建設 G メン



国土交通省

建設Gメンとは、建設工事に関する取引において、「適正な請負代金」、「適正な工期設定」、「適切な価格転嫁」での契約締結がなされるよう、各種情報収集を通じて、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、取引状況の監視強化に取り組んでいます。



建設Gメンによる建設工事の取引状況等の情報収集

メールや電話による情報受付



書面や訪問による情報収集調査



情報収集により建設業法に違反する疑いが確認された場合は
建設業許可行政庁へ情報提供します。



建設Gメンは、
建設工事の適正取引の推進に向けて活動しています



メール及び電話による 情報受付窓口



駆け込みホットライン

メール : hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

電 話 : 0570-018-240

F A X : 0570-018-241

※ ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業法の違反行為の通報を受け付けます。
- 受け付けた情報から、建設業者に関して建設業法に違反する疑いが確認された場合は、許可行政庁へ情報提供を行います。

駆け込みホットライン



駆け込みホットライン



TEL . 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX : 0570-018-241

E-mail : hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

國 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

←上のチラシは
こちらのQRコードからご覧いただけます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

メール : hkd-ky-kensanfollow@ki.mlit.go.jp

電 話 : 0570-004976

※ ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- さらに、建設業法令遵守ガイドラインの内容をはじめ、建設業法における取引に関する規定などの確認や相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル



建設業フォローアップ相談ダイヤル

~将来にわたる品質確保とその担い手中長期的な育成・確保に向けて~

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格軒嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の声や情報を聞かせていただきたいところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。

**品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL . 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

國 土 交 通 省
不動産・建設経済局 建設業課

←上のチラシは
こちらのQRコードからご覧いただけます。

【駆け込みホットライン及び建設業フォローアップ相談ダイヤルの受付時間】

電話受付・・・10:00～12:00, 13:30～17:00 (土日、祝日、閉庁日を除く)

※ メール受付は上記時間に関わらず随時受け付けています。



資料編（8）国土交通省ホームページのご案内

国土交通省ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/>



「国土交通省の政策情報・分野別一覧」欄から

- 「土地・不動産・建設業」
- 「建設業関係」欄中「建設産業トップ」
の順に進んで下さい



※法制度概要、各種通達、建設業者の監督処分情報等を確認することができます。

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/>



「まちづくり・環境・観光・建設産業・用地」タブから

「建設産業」欄中

- 「建設業行政」の順に進んで下さい



その他ホームページ類

～ 適正取引の一助として、ご活用ください。

建設業法令遵守ガイドライン（令和6年12月改訂：第11版）

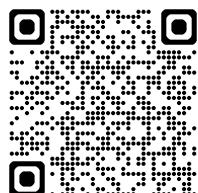
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001765310.pdf>



発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

（令和6年12月改訂：第7版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001765312.pdf>



監理技術者制度運用マニュアル

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001859191.pdf>



建設業許可事務ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001860019.pdf>



その他ガイドライン・マニュアル

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html



建設工事標準請負契約約款について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html



建設企業のための適正取引ハンドブック（第4版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001867651.pdf>



建設工事の請負契約に関する相談窓口

（建設業取引適正化センター）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000157.html



国土交通省北海道開発局

事業振興部建設産業課

〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目第 1 合同庁舎

TEL : 011-709-2311 (内線 : 5893、5858、5848)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>